



厚生労働省のチラシ

学校教育

**フッ素の「毒性と
実証されない
虫歯予防」**

三宅 盾子

(まちを住みよくする会)

●2歳児フッ素塗布

問 フッ素推進の世界保健機関WHOでさえ、フッ素の毒性を認識し、8歳未満児のフッ素塗布を強く禁じている。

本市保健センターでは、2歳児健診時、希望者にフッ素塗布を行っている。「フッ素は自然界や食品の中に含まれているから安全」とは、論理の飛躍。科学的根拠も示さず、「有効性・安全性」をうたつた2歳児対象のフッ素塗布実施はやめるべきではないか。

答 う蝕予防のためのフッ化物の使用については、長年の間、薄められるとは言え、もともとネズミ駆除の毒である劇物を体内に入れるフッ化物洗口は、市内における実施校でも中止すべきではない。

答 学校歯科医師の指導のもと、今後も総合的な歯科保健指導として実施されるものと考へる。

調査研究から確立されたものであり、WHOを初め、数多くの専門機関が認めている。

●フッ化物洗口（フッ素うがい）

問 フッ素の高い毒性について12月議会でも述べた。県内フッ化物洗口実施校においても、副反応報告がある。フッ化物洗口に関する子どもの虫歯数は激減状態。

も本市においても、フッ化物洗口実施校で虫歯数が少なくない実態もあり、フッ素が虫歯予防に有効であるとの実証がされている。フッ化物洗口実施校で、虫歯が少なくなるのはなぜか。

答 就学前に総合的な口腔衛生の取り組みが熱心にされ、小・中学校でも歯科口腔保健に関する意識の高いところが虫歯が少ないと考えられる。

問 薄められるとは言え、もともとネズミ駆除の毒である劇物を体内に入れるフッ化物洗口は、市内における実施校でも中止すべきではないか。

●子宮頸がんワクチン接種問題

問 接種後の副反応の実態調査を実施すべきではないか。

答 接種後の副反応に対する割が明確に定められていることから、実態調査の実施は予定していない。

○英語指導助手の雇用問題

〔その他の主な質問〕

企業誘致
雇用機会の
拡大に繋がる
企業誘致を

小林 友明
(新政策研究会)

問 本市では、行田市産業振興ビジョンの中で、将来像を見据えた戦略の一つに企業誘致を掲げ、同時に企業誘致条例を制定して、県内外からの企業移転による雇用の増大と、それによる定住人口の拡大を図ると示しているが、現状は立地可能な大規模用地を含め、進出企業の受け皿がほとんどない。

問 新しい工業団地の整備やオーダーメード型の立地への対応は、企業誘致に欠かせない

ものであり、本市では今後具体的な整備の時期や手法等をどのように考えているのか。

答 企業誘致の受け皿となる工業用地の確保は重要な課題と認識しており、行田みなみ産業団地周辺地区での拡充を位置づけている。

農地法や都市計画法の規制をクリアする必要があり、相当の期間を要するが、市の将来的な発展に必要なものと認識し、今後着実に進めていきたく。

また、土地改良法で定められている区域の一部を農業目的以外の非農用地に設定できる制度を活用した工業用地の確保も検討している。

また、土地改良法の関係は、埼玉地区で再圃場整備事業の計画があり、県道沿いに工業団地の確保を目指して地元並びに鴻巣市と協議している。

問 農地法や都市計画法の規制のクリアは簡単ではなく、近隣市でも同様のことであるが、熊谷市では調整区域の農地をエリア指定し、昨年、中

国資本の世界的企業ハイアールの誘致に成功している。

問 このような最近の事例について、本市の考えを伺いたい。



長野工業団地

政治姿勢

○調整区域で特別なエリア指定する制度は、ハードルが高くいろいろな条件があるが、指定を視野に入れ長期的な展望で進めていきたい。

また、土地改良法の関係は、埼玉地区で再圃場整備事業の計画があり、県道沿いに工業団地の確保を目指して地元並びに鴻巣市と協議している。

問 調整区域で特別なエリア指定する制度は、ハードルが高くいろいろな条件があるが、指定を視野に入れ長期的な展望で進めていきたい。

問 「その他の主な質問」

○指定管理者のあり方

問 地をエリア指定し、昨年、中

国資本の世界的企業ハイアールの誘致に成功している。

問 このような最近の事例について、本市の考えを伺いたい。

問 また、土地改良法の関係で

万円未満の世帯で約5万7千

大久保 忠
(日本共産党)

問 4月から消費税率が8%へと増税になる。年収300

万円未満の世帯で約5万7千